

泉南市教育委員会会議 令和6年第7回定例会会議録

(1) 日時・場所

令和6年7月17日(水)

午後3時00分 開会 午後4時07分 閉会

泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

(2) 教育委員会出席者

富森 ゆみ子	教育長
太田 淳子	教育委員会委員(教育長職務代理者)
湊 久晶	教育委員会委員
飯沼 治美	教育委員会委員
辻野 治重	教育委員会委員

(3) 事務局出席者の職氏名

桐岡 秀明	教育部長
三野 薫	教育部参与
川口 哲生	教育部次長兼指導課長
水田 好彦	教育総務課長
上柴 忠孝	教育総務課参事(学校給食センター所長)
辻 康治	生涯学習課長
服部 雄二	生涯学習課参事(青少年センター館長)
石橋 広和	文化振興課長
伊藤 晴基	指導課参事(教職員人事担当)
岡本 敬	指導課参事(指導担当)
石田 剛王	学力向上対策室長兼指導課参事(指導担当)
鳴戸 大輔	人権国際教育課長
小林 克子	教育部教育サービス課長兼教育サービス係長

(4) 休憩・遅刻等について

(5) 会議録署名者の氏名

富森 ゆみ子
辻野 治重

泉南市教育委員会会議 令和6年第7回定例会 議事日程

令和6年7月17日（水）午後3時00分 開会

泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

日程番号	議案等の番号	件 名
日程第1		開 会
日程第2		会議録の承認
日程第3		会議録署名者の指名
日程第4	報告第1号	教育長報告
日程第5	報告第2号	事務局報告
日程第6		（1）夏休み中の市内公民館での自習室開設について
日程第7	議案第1号	泉南市立図書館協議会委員の任命について
日程第8	議案第2号	泉南市情報公開審査請求の裁決について
日程第9	議案第3号	泉南市情報公開審査請求の裁決について
日程第10	議案第4号	訴えの提起について
日程第11	議案第5号	裁判上の和解について
日程第12	議案第6号	令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算要求（教育委員会所管分）について
	議案第7号	泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書を受けた再発防止策等について
		その他
		・JET プログラムメンバーについて

午後 3 時 00 分開会

○冨森教育長

ただいまから、泉南市教育委員会会議令和 6 年第 7 回定例会を開催いたします。

出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本日は、傍聴の方がいらっしゃいませんので、これより日程に入ります。

日程第 1、会議録の承認についてお諮りいたします。

泉南市教育委員会会議令和 6 年第 6 回定例会会議録は、既に案として委員の皆様へ配付をいたしており、御確認いただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。よって泉南市教育委員会会議令和 6 年第 6 回定例会会議録は、承認することに決定いたしました。

次に日程第 2、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、泉南市教育委員会会議規則第 13 条により、教育長のほかに教育長において、辻野委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

次に日程第 3、報告第 1 号、教育長報告を議題といたします。

(報告開始)

それでは、改めまして皆様こんにちは。

今週末で市内の学校園も夏休みに入ります。終業式の 19 日には、午前中には各学校の終業式、「KIRAMEKI☆SUTEKI 泉南っ子」の伝達や、午後には児童会、生徒会サミットがございますので、御出席いただけます委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、後ほど報告がございますが、市内の 4 公民館では夏休みに昨年度に引き続き自習室の開放をいたします。市内では公民館のほかに、図書館、青少年センター、あいぴあなど

も自習室がございますので、暑い中でも、そういった場所を活用しながら元気に過ごしてもらいたいなと思っております。

また、先月にも御報告しましたが、6 月後半には校園長訪問で全 16 校園の校園長と面談をまいりました。学校の状況について、それぞれ 1 時間ほどお話をしてきたんですけれども、主に来年度の万博の無料招待の話とか GIGA スクールの更新について御意見を伺ったり、今年度力を入れていきたい取組などをお聞きしたりなどしてまいりました。

今回は、評価・育成のための面談ということなので、来年 1 月末から 2 月頃に今年度の総括について、また各校園長と話をしてくる予定でございます。

それから、7 月 10 日の水曜日には、大阪府主催で 2025 大阪・関西万博会場の視察に行つてまいりました。会場はまだ工事中で、地面も舗装されてないので砂ぼこりが立っていて、海の上なので風がそこそこあるんですけれども、大阪ヘルスケアパビリオンの内部の見学であるとか、よくテレビに出ている大屋根（リング）の上に上って会場全体を見回してまいりました。

よく話題になっている、子どもたちが入場するゲートと駐車場が遠いので、子どもたちをたくさん歩かせないといけないんじゃないかということで、バスの中からですけれども、子どもたちが入場するゲートの付近を見てきました。大体 500 メートルぐらいは歩かないといけないのかなという感じですので、その辺りも工夫してくださるということです。泉南市の小・中学校は全校貸切りバスでの来場を希望しているんですけれども、府で準備できる台数に限りがあるので、まずちゃんとそれが予約できるのかというのが今一番心配どころなんです。こういったことも含めて、引き続き教育長協議会などを通じまして、安全に無料招待事業を実施できるように要望を行っていきたいと考えております。

また、7月11日には、今年度第1回目の泉南市教育委員会評価委員会を開催いたしました。5月の教育委員会会議の際に委員の委嘱について御承認いただいているところなんですけれども、今年度も4名の委員の方に3回の会議を通じて令和5年度に実施しました16の事業について点検評価を行っていただきます。

昨年度から泉南市教育振興計画が第3次になりましたので、それに併せまして、委員の皆様様の御負担を勘案しつつ、若干委員会の持ち方なども変更したところでございます。例年どおりでございましたら、点検評価の結果につきましては10月の教育委員会会議で御報告させていただく予定でございますので、またよろしくをお願いします。

私からは以上です。

それでは、ただいまの報告に対して、御質問・ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で、本報告を終了いたします。

(報告終了)

次に、日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。

夏休み中の市内公民館での自習室開放について、石橋文化振興課長から報告がございます。

○石橋文化振興課長 それでは、私からは、報告第1号、夏休み中の市内公民館での自習室開設について御報告いたします。

泉南市立公民館では、社会教育施設における子どもの居場所づくりと自主学習の場を提供することを目的に、夏休み中に自習室を開設いたします。

開設場所は、樽井、信達、新家、西信達公民館、各公民館の可能な日です。

開設期間としては、7月20日から8月25日まででございます。

開設時間は、樽井公民館は午前9時から午後5時まで、信達、新家、西信達公民館について

は午前9時から午後3時45分までということ。ただし、月曜日はいずれの公民館も午前9時から午前11時45分までということにさせていただきます。

対象は、小学生から高校生までの子どもを中心ということにさせていただきます。

開設の部屋につきましては、記載しております泉南市ウェブサイトでも御覧いただくこともできますし、各公民館でもそれぞれ部屋に貼り出して部屋が使える日を周知させていただくようにさせていただきます。

昨年度も夏休みに開設させていただいたんですけれども、なかなか周知不足というところもございまして利用が非常に少なかったということがございます。できるだけいろんな方々に御利用していただきたいと思っておりますので、委員の皆様も、もしよろしかったら周知のほどをよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○冨森教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

太田委員、お願いします。

○太田委員 ありがとうございます。

自習室の件ですけれども、私もウェブサイトから拝見させていただいて、たくさんところで自習室が開設されているんだと、今、知ったところです。

中学生の方で「自習室ないねん」と言っている方がいて、行くと結構席が少なくて、いっぱいだったというのも聞くんです。そのため、市ウェブサイトを見たときに、開催場所と、席数とかが書いてあれば、ありがたいなと思いました。知り合いの子も、わざわざ行ったのに席が足りないとか、時間がちょっと分からなかったとかいろいろ聞くので、そういうのも書いていただいたらありがたいかなということがあります。

それと、もう一点ですけれども、先ほど御説

明にありました周知不足でということですが、それでも、それで申しますと、小・中・高校生が対象となっていますが、高校を卒業して資格試験、教員の資格の勉強をしているんだという方とかも結構いらっしゃって、あと社会人の方もスキルアップのために勉強するんだという方とかも結構いらっしゃるんです。

それで、家でなかなか勉強できないので外で探すんですけども、私も探してみたんですけど、夜5時ぐらいに終わってから夜9時ぐらいまでしているというところがなかなかなくて、近隣の隣の市まで行くと、勉強できる場所があったりするんで、そちらの方を利用したりというのはよく聞くんです。

もう少し長く、この先を見越して、夏休みだけということではなく、午後9時ぐらいまで、どこか涼しいところで何席か用意できる場所を提供していただけたら、生涯学習という観点から見てもとてもいいんじゃないかと思うので、そういう声もあるということをお伝えしていただけたらと思います。

○**冨森教育長** ありがとうございます。
石橋文化振興課長。

○**石橋文化振興課長** 昨年度、利用者数が残念ながら十数名ということでありましたので、公民館に関しましては自習室が空いている日に部屋がいっぱいだったということはないかと思っています。

今回、対象とさせていただいておりますのは、小学生、中学生、高校生ということで、大人の方は昨年度はお断りをしたんですけど、今年度は部屋が空いているようでしたら特にこだわらずに、いろんな方に使っていただければなと思っています。

時間につきましては、残念ながら職員の管理の体制とかがございますので、それは今後の検討課題とさせていただきたいと思っています。

以上です。

○**冨森教育長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

太田委員、お願いします。

○**太田委員** この書き方だと、対象は小・中・高校生になっているので、要望があればという社会人の方とかはどのようにして申し込んだらいいんですか。この書き方のまま、社会人も可と書き添えるということですか。

○**冨森教育長** 石橋文化振興課長。

○**石橋文化振興課長** 今回は、小学校から高校生までということで限定してお使いいただくということなんですけれども、中には、昨年度もあったんですけども、大人の方が使用しても構わないかなということを言っている方がおられましたので、今年度は部屋が空いていれば使っていただくということで、今年度はこの小学校、中学校、高校生ということで部屋を開放するというので広報紙を出させていただいております。今後、社会人の方にも開放できるような形で広報をさせていただこうと思っています。

○**冨森教育長** 既に広報紙には、これで出しているというのがあるけれども、空きがあるようだったら社会人の方も使っていただいているんですね。

○**冨森教育長** 石橋文化振興課長。

○**石橋文化振興課長** はい、そうです。

○**冨森教育長** 広報紙は修正できないんですけど、掲示や市のウェブサイトには御指摘いただいたことを踏まえて何か一言書き足すとか、そういうことはできないかという御質問だった

と思うんですけども、いかがでしょうか。
石橋文化振興課長。

○石橋文化振興課長 分かりました。

ホームページにこの形で今出させていただいているんですけども、修正させていただいて、空きがあるようでしたら大人の方も御利用いただけますと一文入れさせていただきたいと思います。

○冨森教育長 太田委員、よろしいでしょうか。

○太田委員 はい。

○冨森教育長 ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で、本報告を終了いたします。

それでは、次に、日程第5、議案第1号、泉南市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。

本議案の説明を石橋文化振興課長からお願いいたします。

○石橋文化振興課長 それでは私から、泉南市立図書館協議会委員の任命について御説明いたします。

図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べる機関でございます。

泉南市立図書館条例第7条第1項により、協議会の委員の任期は2年とされています。今回は令和6年7月31日に委員全員の任期が満了になることに伴い、御提案させていただくものでございます。

泉南市立図書館条例第5条第1項により、それぞれの分野で適任と考えられる方々を選任させていただいております。

まず、社会教育の関係として、ボランティア

団体、泉南市絵本とおはなしの会代表の荒井純子様、学校教育の関係者として新家東小学校の木次潤様、社会教育の関係者として図書館応援団代表の田中悦様、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、すまいるママ代表の西川郁代様、市民公募委員として松井美紀様、社会教育関係者として婦人団体協議会代表の安田しづの様、学識経験のある方として高知大学名誉教授の渡邊春美様、以上7名の方々を任命したいと考えております。

就任の期間としましては、令和6年8月1日から令和8年7月31日までとなります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○冨森教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。よって議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、泉南市情報公開審査請求の裁決についてを議題といたします。

本議案の説明を水田教育総務課長からお願いいたします。

○水田教育総務課長 議案第2号、泉南市情報公開審査請求の裁決について、私から御説明させていただきます。

提案理由は、審査請求人から令和5年11月24日付けで提起のあった、令和5年8月23日付け泉南教委指第1197号泉南市情報公開決定処分に係る審査請求について裁決するため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第

2条第1項第14号の規定により、提案するものでございます。

事案の概要といたしまして、審査請求人は、泉南市情報公開条例第5条1項により、令和5年7月25日付けで「泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されているものについて、情報公開請求がございました。それを受けて情報公開決定したのですけれども、本件処分を不服といたしまして、審査請求書が提出され、泉南市教育委員会から泉南市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行いました。その後、審査会が開催され、令和6年6月19日付けで、審査会から答申を受領し、今回、教育委員会で裁決書を作成いたしました。

審査請求の趣旨といたしまして、公開、交付された文書全てが、教育委員会会議の事案で間違いないかを調査すること。文書の日付部分は条例の非公開に該当しないため、公開することでございます。

審査会からの答申には、情報公開された文書が教育委員会会議の事案であることを確認した。また、日付けについては、ほかの文書と照合することにより学校名、個人が特定されるおそれがあるため非公開とすることとしています。

主文は、本件審査請求の対象である泉南市情報公開請求書の（1）件名箇所1．いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書については、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。同件名箇所2．同法第28条第1項の規定による調査に係る文書については、本件の対象文書の保有を確認した上で、改めて情報公開決定等を行うこととする。という裁決書を作成しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**冨森教育長** ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろ

しいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**冨森教育長** 全員異議なしと認めます。よって議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、泉南市情報公開審査請求の裁決についてを議題といたします。

本議案の説明を水田教育総務課長からお願いいたします。

○**水田教育総務課長** 議案第3号、泉南市情報公開審査請求の裁決について、御説明させていただきます。

提案理由は、審査請求人から令和5年11月24日付けで提起のあった、令和5年8月23日付け泉南教委指第1198号泉南市情報公開決定処分に係る審査請求について裁決するため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により、提案するものでございます。

事案の概要につきましては、審査請求人は、泉南市情報公開条例第5条1項により、令和5年7月25日付けで「泉南市教育委員会会議令和5年第1回定例会では、議案第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」が議案とされ話し合われていることについて、情報公開請求がございました。その情報公開決定の処分を不服といたしまして、審査請求書が提出されております。議案第2号と同様に、泉南市教育委員会から泉南市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行い、その後、審査会が開催され、令和6年6月19日付けで、審査会から答申を受領し、教育委員会で裁決書を作成いたしました。

審査請求の趣旨といたしまして、公開、交付された文書全てが、教育委員会会議の事案で間違いがないか調査すること。文書の日付部分は条例の非公開に該当しないため、公開することでございます。

審査会からの答申には、情報公開された文書が教育委員会会議の事案であることを確認した。また、日付けについては、ほかの文書と照合することにより学校名、個人が特定されるおそれがあるため非公開とすることとしています。

主文は、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。ただし、泉南市情報公開請求書の（1）件名箇所2．同法第28条第1項の規定による調査に係る文書については、処分庁において本件の対象文書を保有していないことを確認したものの、その旨の決定がない状態となっているため、改めて情報非公開決定をすることとする。という裁決書になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○冨森教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第4号、訴えの提起についてを議題といたします。

本議案の説明を水田教育総務課長からお願いいたします。

○水田教育総務課長 それでは、議案第4号、

訴えの提起についてを説明させていただきます。

提案理由は、（仮称）西信達義務教育学校等整備事業を進めるに当たり、泉南市立西信達中学校用地を整理する必要があるため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

（仮称）西信達義務教育学校等整備事業を進める中で、泉南市立西信達中学校の土地を整理しており、その土地に関するものです。

西信達中学校の土地、泉南市岡田三丁目567番の畑519㎡のうちの持分18分の1について、その所有者の方が亡くなり、相続人と調整しながら登記を移転しているところなんですけれども、相続人につきましては国外で生まれまして所在がこちらで確認できません。この件に関しましては少なくとも昭和46年の10月6日付で本市が所有していると認められますので、平成3年10月6日に取得時効が完成しているものと考えられます。よって、今回、取得時効ということで、大阪地方裁判所岸和田支部に提起することといたします。

以上でございます。

○冨森教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第5号、裁判上の和解についてを議題といたします。

本議案の説明を川口教育部次長兼指導課長

からお願いいたします。

○川口教育部次長兼指導課長

議案第5号、裁判上の和解についてを御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

令和6年第3回泉南市議会定例会において別紙のとおり議案を提出するものでございまして、提案理由といたしましては、大阪地方裁判所岸和田支部令和4年(ワ)第26号損害賠償請求事件について、裁判上の和解を成立させるため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

2ページをご覧ください。

原告としましては、記載のとおりでございます。

被告につきましては、泉南市でございます。

続きまして、3の和解の内容でございます。

まず、(1)被告、泉南市は、原告、当該生徒に対し、和解金として2,000万円の支払い義務があることを認めるとなっております。

(2)、被告、泉南市は、原告、当該生徒に対し、前項の金員を、令和6年10月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法によって支払うとなっております。

そして、(3)原告、当該生徒及び被告、泉南市は、互いに本件訴訟の経過、内容、本和解の内容などを第三者にみだりに口外しないとなっております。

続きまして、(4)原告、当該生徒は、その余の請求を放棄する。つまり、和解金以外の請求を放棄するということになってございます。

(5)原告、当該生徒及び被告、泉南市は、原告と被告との間で、本件(平成26年9月20日の体育祭の件、そして平成27年4月28日の校内での出来事を含む。)に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認するとなっております。

そして、最後に、訴訟費用は各自負担という

ことが和解の内容となっております。

続きまして、事件の概要でございます。

原告は、被告に対し、先ほど申しました平成26年に発生した泉南市内の学校の体育祭における事故により被った損害賠償金として、記載の額及びこれに対する平成26年9月20日から支払い済みである年5分の割合に関する金員を支払えとの判決を求める訴訟を令和4年1月17日に大阪地方裁判所岸和田支部に提起したということでございます。

そして、訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきましたが、今般、令和6年6月27日に裁判所から和解勧告がなされたということでございます。

本議案につきまして御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○冨森教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。よって議案第5号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第6号、令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算要求(教育委員会所管分)についてを議題といたします。

本議案の説明を水田教育総務課長からお願いいたします。

○水田教育総務課長 議案第6号、令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算の要求について、御説明させていただきます。

令和6年第3回泉南市議会定例会において補正予算を要求するものでございます。

2 ページ、1. 総括、歳出は教育総務課が 2,320 万 3,000 円、生涯学習課が 80 万 7,000 円、指導課が 2,038 万 5,000 円。歳入といたしまして指導課 2,181 万 9,000 円。合計、歳入が 2,181 万 9,000 円、歳出が 4,439 万 5,000 円になります。

2. 歳入といたしまして、指導課分、2,000 万円、保険金収入。指導課、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金 181 万 9,000 円。

3. 歳出といたしまして、小学校費、施設保全整備事業といたしまして 350 万円、樽井小学校に令和 7 年度入学予定の車椅子利用の児童のための段差解消と手洗い場の修繕を考えております。先ほどありました歳入の 181 万 9,000 円、大阪府からの補助金があり、事業費の 2 分の 1 が補助されることになります。

2 番、小学校給食提供事業の備品購入費といたしまして 1,970 万 3,000 円。こちらにつきましては、令和 7 年度 9 月から開始される小学校給食に係る食缶デリバリー方式において、必要な食缶等物品の購入費用でございます。

それから、3 番、生涯学習課、府支出金返還金事業といたしまして 80 万 7,000 円、子ども・子育て支援交付金国庫返還金。こちらの分につきましては、令和 5 年度子育て事業ということで、泉南市、府、それから国、3 分の 1 ずつでお金を出し合って事業を展開しております。府の分につきましては今年度で、国の分につきましては翌年度で精算を行うことになっており、その返還金です。

4 番、指導課、教育推進事業といたしまして補償、補填及び賠償金 2,000 万円。裁判上の和解に伴う和解金ということです。歳入として学校保険等保険金収入額で、2,000 万円ということになります。

次が、5 番、学校園管理運営事業 13 万 8,000 円、備品購入費。これは、1 番と同じ樽井小学校に入学する車椅子利用児童用になります。こちらも歳入の府補助金の分で、こちら 2 分の 1 補助ということで、181 万 9,000 円が歳入の

予定を組んでおります。

それから、6 番、こちら先ほどありました子ども・子育て支援交付金の国庫返還ということで精算する額となります。

つづきまして、4. 債務負担行為の補正ということで、指導課、2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業といたしまして、期間が令和 6 年度から令和 7 年度、2,453 万円ということで補正予算を要求するものでございます。

以上になります。

○**冨森教育長** ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**冨森教育長** 全員異議なしと認めます。よって議案第 6 号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 7 号、泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書を受けた再発防止策等についてを議題といたします。

本議案につきましては、当該報告書の内容が全て公開されていないこと、また、個人情報を含む案件であるため、泉南市教育委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、秘密会として議論することを発議します。

議論を公開しない秘密会にするには、泉南市教育委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、教育長または委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数の議決を要し、かつ、同条第 2 項により、討論を行わないでその可否を決しなければならないことと規定されております。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号、泉南市中学

生自死の重大事態の調査に係る報告書を受けた再発防止策等については、公開しない秘密会により議論をすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。よって、議案第7号は、秘密会により議論することに決定いたしました。

（ここから秘密会）

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[illegible][illegible]

[illegible]

114

██████████

████████████████████

[illegible][illegible]

[illegible]

[illegible]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(ここまで秘密会)

○**冨森教育長** それでは、次に、日程第 12、その他、JET プログラムメンバーについて、鳴戸人権国際教育課長から説明がございます。

○**鳴戸人権国際教育課長** 失礼いたします。

それでは、私からその他としまして、JET プログラムメンバーの説明をさせていただきます。

資料のメンバー一覧表を御覧ください。

2 ページにグレーの網かけをさせてもらっている 6 名の ALT につきまして、令和 6 年 7 月 30 日又は 7 月 31 日をもって任期満了ということで退職をされることになります。7 月末で 6 人の方が泉南市での勤務を終えられるということで、それに伴いまして 1 ページ目の下に黄色の網かけをさせてもらっているメンバーが新しく着任することになります。

退職が 6 名で、新しく来る ALT が 8 名なんですけれども、実は令和 5 年度末の 3 月末の時点で 2 名の ALT が中途退職し、新しい仕事に就くということがありまして退職した 2 名の欠員が 1 学期中は発生していたんですけれども、その分の補充も含めまして 7 月 29 日に 4 名、8 月 5 日に 4 名の合計 8 名の ALT が着任することになっております。

また、着任次第、教育委員の皆様には御挨拶等をさせていただけたらと思っておりますが、記載させてもらっている小中学校に配置をすることによって、8 月 5 日になりましたら ALT 20 名、CIR 4 名の 24 名の任用ということになります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○**冨森教育長** ただいまの報告に対し、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

太田委員、お願いいたします。

○**太田委員** 以前にお伺いしたのかも分からないんですけど、この今回で任期満了になる方たちは、また再雇用とかということはあるんでしょうか。

○**冨森教育長** 鳴戸人権国際教育課長。

○**鳴戸人権国際教育課長** JET プログラムのルールとしまして、一回 ALT として仕事をしたメンバーについては、再度 JET プログラムの中での採用というのはいくつかの条件が必要になっております。退職したメンバーについては、別の形でもう一度 ALT 等をするというのはいくつかの条件が必要なんですけれども、JET プログラムメンバーとしてはできないことになっております。よろしくお願いいたします。

○**冨森教育長** JET プログラム以外にも ALT はいるので、そういった形でほかの自治体で任用される場合もありますよね。

泉南市の場合は JET プログラムで全員任用しているので、一定任期が終わったら、その人を継続するというのはいないということによろしいですね。

鳴戸人権国際教育課長。

○**鳴戸人権国際教育課長** そのとおりでございます。

○**冨森教育長** よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これまでの報告、議案のほかに、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次回、泉南市教育委員会会議令和 6 年第 8 回定例会の日程について、お諮りしたいと思います。

それでは、日程について水田教育総務課長から提案をお願いいたします。

○**水田教育総務課長** 次回、8 月ですけれども、令和 6 年 8 月 21 日水曜日 13 時 30 分からとい

うことでいかがでしょうか。

○**冨森教育長** それでは、次回の教育委員会会議定例会の開催日時は令和6年8月21日水曜日13時30分からといたします。

以上をもちまして、泉南市教育委員会会議令和6年第7回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時07分閉会

署 名 ()

()